

富山県イノシシ管理計画(第4期)(案) 新旧対照表

| 現行計画 (第3期) | 新計画 (第4期) |
|---|--|
| <p>1 計画策定の背景及び目的</p> <p>(1) 背景</p> <p>本県では、縄文時代前期(6000～5000年前)の小竹貝塚からイノシシの骨が出土するなど、古くからイノシシが狩猟の対象となっていたと考えられる。その後、江戸時代にはニホンジカとあわせて被害が多く記されている。明治時代までイノシシが生息していたと考えられる記録があるが、1923年から1980年代までは、僅かな個体数が捕獲されているのみで、大正から昭和にかけては、殆ど生息していなかったと考えられる。</p> <p>しかし、平成10年代に入ると隣接県からの侵入により再び生息するようになり、平成30年度末には中央値で約19,100頭が生息していると推定されている。また、捕獲数については、平成11年度から現在に至るまで、分布の拡大とともに増加を続け、令和元年度の捕獲数は8,172頭と過去最多となった。</p> <p>イノシシによる農作物被害については平成13年度に初めて確認されて以来、次第に増加し、平成21年度以降の被害額は3,000万円から4,000万円台で推移していたが、令和元年度には8,330万円と過去最多となり、野生鳥獣による農作物被害額の約85%を占める状況となっている。加えて、令和元年12月には平成28年度の全国的な統計開始以来、県内では初めてとなる人身被害が発生している。</p> <p>近年では、中山間地域において人の活動が低下し、里山の管理放棄や荒廃農地が増加しているほか、捕獲者に占める高齢者の割合が高くなっている。そのため、イノシシの生息適地が増加するなど、個体数の増加や分布拡大の要因になっており、農作物被害やその対策が農業従事者の生産意欲を減退させるなど深刻な問題となっている。</p> <p>このため、平成19年12月に制定された「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づき、市町村が被害防止計画を策定し、侵入防止柵の設置や鳥獣被害対策実施隊の活動などの取組みを推進している。</p> <p>また、県では、平成20年度に「イノシシ出没対策マニュアル」を作成し、市町村、関係団体、地域住民と協力して、侵入防止柵の設置</p> | <p>1 計画策定の背景及び目的</p> <p>(1) 背景</p> <p>本県では、縄文時代前期(6000～5000年前)の小竹貝塚からイノシシの骨が出土するなど、古くからイノシシが狩猟の対象となっていたと考えられる。その後、江戸時代にはニホンジカとあわせて被害が多く記されている。明治時代までイノシシが生息していたと考えられる記録があるが、1923年から1980年代までは、僅かな個体数が捕獲されているのみで、大正から昭和にかけては、殆ど生息していなかったと考えられる。</p> <p>しかし、平成10年代に入ると隣接県からの侵入により再び生息するようになり、令和3年度末には中央値で約10,000頭が生息していると推定されている。また、捕獲数については、平成11年度から増加を始め、平成21年度以降急激に増加し、令和元年度は8,172頭と過去最多となった。</p> <p>イノシシによる農作物被害については平成13年度に初めて確認されて以来、次第に増加し、平成21年度以降の被害額は3,000万円から4,000万円台で推移していたが、令和元年度には8,330万円と過去最多となった。加えて、令和元年12月には平成28年度の全国的な統計開始以来、県内では初めてとなる人身被害が発生している。</p> <p>近年では、中山間地域において人の活動が低下し、里山の管理放棄や荒廃農地が増加しているほか、捕獲者に占める高齢者の割合が高くなっている。そのため、イノシシの生息適地が増加するなど、個体数の増加や分布拡大の要因になっており、農作物被害やその対策が農業従事者の生産意欲を減退させるなど深刻な問題となっている。</p> <p>このため、平成19年12月に制定された「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づき、市町村が被害防止計画を策定し、侵入防止柵の設置や鳥獣被害対策実施隊の活動などの取組みを推進している。</p> <p>また、県では、平成20年度に「イノシシ出没対策マニュアル」を作成し、市町村、関係団体、地域住民と協力して、侵入防止柵の設置</p> |

| 現行計画（第3期） | 新計画（第4期） |
|---|--|
| <p>や里山の整備、捕獲を実施している。</p> <p>さらに、県では、平成25年2月に第1期イノシシ保護管理計画を策定し、狩猟期間の延長などの規制緩和等の体制を整備してきた。</p> <p>平成25年12月に環境省及び農林水産省が「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」を示し、イノシシの<u>生息数</u>を10年後（令和5年度）までに半減することを当面の目標とした。</p> <p>平成27年5月に「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」が施行されたことを受け、イノシシ管理計画に変更し、同年12月からは、指定管理鳥獣捕獲等事業による県が主体となる個体数管理に取り組んでいる。</p> <p>平成29年3月に第2期イノシシ管理計画を策定し、狩猟期間の更なる延長などイノシシ被害防止対策の体制の整備を強化し、平成30年2月には「富山県イノシシ被害防止対策方針」を作成し、イノシシによる被害防止対策を地域ぐるみで実施するための取組みを推進している。</p> <p>平成30年9月に岐阜県の養豚場で感染が確認された<u>C S F（豚熱）</u>は、その後、野生イノシシにおいても感染が確認され、中部各県を中心に感染が拡大している。富山県内では令和元年7月に野生イノシシでの感染が初めて確認されて以降、<u>感染確認区域※</u>が拡大している。C S F豚熱感染拡大防止のため、捕獲の強化、野生イノシシへの経口ワクチン散布などの対策を進めているが、<u>感染拡大防止を図るためには、今後、更なる捕獲の強化などの対策が必要である。</u></p> <p><u>※感染確認区域：C S F陽性イノシシの確認地点から半径10kmの区域</u></p> | <p>や里山の整備、捕獲を実施している。</p> <p>さらに、県では、平成25年2月に「<u>第1期富山県イノシシ保護管理計画</u>」を策定し、狩猟期間の延長などの規制緩和等の体制を整備してきた。</p> <p>平成25年12月に環境省及び農林水産省が「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」を示し、イノシシの<u>個体数</u>を10年後（令和5年度）までに半減することを当面の目標とした。</p> <p>平成27年5月には「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」が施行されたことを受け、「<u>富山県イノシシ管理計画</u>」に変更し、同年12月からは、指定管理鳥獣捕獲等事業による県が主体となる個体数管理に取り組んでいる。</p> <p>平成29年3月には「<u>第2期富山県イノシシ管理計画</u>」を策定し、狩猟期間の更なる延長などイノシシ被害防止対策の体制の整備を強化し、平成30年2月には「富山県イノシシ被害防止対策方針」を作成し、イノシシによる被害防止対策を地域ぐるみで実施するための取組みを推進している。</p> <p><u>また、平成30年9月に岐阜県の養豚場で感染が確認された豚熱は、その後、野生イノシシにおいても感染が確認され、中部各県を中心に感染が拡大した。富山県では、令和元年7月に富山市で野生イノシシでの感染が初めて確認されており、その後、捕獲の強化、野生イノシシへの経口ワクチン散布などの感染拡大防止のための対策を進めてきた。</u></p> <p>令和2年11月には「<u>第3期富山県イノシシ管理計画</u>」を策定し、豚熱の感染拡大防止とイノシシによる農作物被害が社会的に問題にならない環境を目指して、捕獲目標を定めて対策を推進している。</p> <p>現在、豚熱の影響や捕獲圧の強化もあり、令和2年度の捕獲数は3,325頭まで減少したものの、再び増加傾向となっている。また、令和4年度のイノシシの農作物被害額は、令和元年度より約4,000万円減少するなど、対策の効果が着実に現れてきているが、依然としてイノシシの農作物被害の割合は約7割を占めている。</p> <p>計画期間が令和5年度末で終了することや、農作物被害が農業従事者の生産意欲を減退させるなど依然深刻な問題となっていることから</p> |

| 現行計画（第3期） | 新計画（第4期） |
|--|---|
| <p>(2) 目的 被害防除、生息環境管理、個体数管理を積極的に実施し、個体数の減少及び農作物被害の軽減を図り、<u>C S F</u>の感染拡大防止とイノシシによる農作物被害が社会的に問題にならない環境を目指す。</p> <p>2 管理すべき鳥獣の種類 イノシシ (Sus scrofa)</p> <p>3 計画の期間 令和2年11月1日から令和6年3月31日まで <u>※通常は5年間であるが、各種取組みの強化をより集中的に推進するため、通常より短い期間（3年5月）を設定する。</u> ただし、計画期間内であっても見直しの必要が生じた場合は、計画の改定を行うものとする。</p> <p>4 管理が行われるべき区域 富山県全域</p> <p>5 現状 (1) 生息環境 ① 位置及び地形 (略) ② 気候と植生 本県の気候は日本海岸気候区に属し、富山市の平野部では、年平均気温は<u>14.1℃</u>、年間合計降水量は<u>2300.0mm</u>である。また、冬季は降雪があり、特に山間部は豪雪地帯となっている。</p> | <p><u>新たなイノシシ管理計画を策定し、「被害防除」、「生息環境管理」、「個体数管理」の各施策を一層進めていく必要がある。</u> <u>また、本計画は、生物多様性の保全や野生生物との共生の観点から、SDGsの理念を踏まえた計画であり、本計画の推進によりSDGsを推進する。</u></p> <p>(2) 目的 被害防除、生息環境管理、個体数管理を積極的に実施し、個体数の減少及び農作物被害の軽減を図り、<u>豚熱</u>の感染拡大防止とイノシシによる農作物被害が社会的に問題にならない環境を目指す。</p> <p>2 管理すべき鳥獣の種類 イノシシ (Sus scrofa)</p> <p>3 計画の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで。 ただし、計画期間内であっても見直しの必要が生じた場合は、計画の改定を行うものとする。</p> <p>4 管理が行われるべき区域 富山県全域</p> <p>5 現状 (1) 生息環境 ① 位置及び地形 (略) ② 気候と植生 本県の気候は日本海岸気候区に属し、富山市の平野部では、年平均気温は<u>15.1℃</u>、年間合計降水量は<u>2401.5mm</u>である（令和4年）。また、冬季は降雪があり、特に山間部は豪雪地帯となっ</p> |

| 現行計画（第3期） | 新計画（第4期） |
|--|---|
| <p>県内の森林面積は約 285 千 ha で、県土の 67%を占める。標高 300mあたりまでの低山帯はアカマツ、コナラの二次林やスギの人工林が広がっている。300m～1,600mは山地帯で、ブナやミズナラなどから成る緑豊かな落葉広葉樹林が分布している。1,600m～2,400mは亜高山帯で、オオシラビソやコメツガなどから成る常緑針葉樹林が分布し、2,400m以上は高山帯となりハイマツ群落やその他高山植物が自生している。</p> <p>(2) 生息動向 (略)</p> <p>① 分布の推移 県が実施したイノシシ分布・被害状況調査（平成 19 年度から平成 25 年度まで実施）の生息情報をメッシュ図に表した（H14、H16、H18 は平成 19 年度調査による）（図 1）。平成 14 年度では県中央部に 4 メッシュの生息情報があり、平成 16 年度には県中央部だけでなく、県東部の朝日町や県西部の氷見市などにも情報が広がっている。また、メッシュも全体で 12 メッシュに増加した。その後も平成 20 年度には 66 メッシュと全市町に広がり、平成 24 年度には 90 メッシュと面的に生息域が拡大している。平成 24 年度以降<u>現在に至るまで生息域の減少は見られず、市街地等人間活動が活発な地域を除く県内全域に生息していると考えられる。</u></p> <p>図 1 イノシシ分布の推移（約 5 km メッシュ） (略)</p> <p>② 推定生息数 イノシシは<u>生息数の季節変動や年変動が大きく、生息数の的確な把握は困難ではあるが、</u>県では、平成 28 年度、平成 30 年</p> | <p>ている。</p> <p>県内の森林面積は約 285 千 ha で、県土の 67%を占める。標高 300mあたりまでの低山帯はアカマツ、コナラの二次林やスギの人工林が広がっている。300m～1,600mは山地帯で、ブナやミズナラなどから成る緑豊かな落葉広葉樹林が分布している。1,600m～2,400mは亜高山帯で、オオシラビソやコメツガなどから成る常緑針葉樹林が分布し、2,400m以上は高山帯となりハイマツ群落やその他高山植物が自生している。</p> <p>(2) 生息動向 (略)</p> <p>① 分布の推移 県が実施したイノシシ分布・被害状況調査（平成 19 年度から平成 25 年度まで実施）の生息情報をメッシュ図に表した（H14、H16、H18 は平成 19 年度調査による）（図 1）。平成 14 年度では県中央部に 4 メッシュの生息情報があり、平成 16 年度には県中央部だけでなく、県東部の朝日町や県西部の氷見市などにも情報が広がっている。また、メッシュも全体で 12 メッシュに増加した。その後も平成 20 年度には 66 メッシュと全市町に広がり、平成 24 年度には 90 メッシュと面的に生息域が拡大している。平成 24 年度以降<u>については、後述する図 5 のとおり捕獲数が増加していることや、図 7～9 のとおり捕獲の位置のメッシュが増加していることから、生息域は減少しておらず、市街地等人間活動が活発な地域を除く県内全域に生息していると考えられる。</u></p> <p>図 1 イノシシ分布の推移（約 5 km メッシュ） (略)</p> <p>② 推定個体数 イノシシは<u>個体数の季節変動や年変動が大きく、個体数の的確な把握は困難ではあるが、</u>県では、平成 28 年度、平成 30 年</p> |

| 現行計画（第3期） | 新計画（第4期） |
|--|--|
| <p>度、令和元年度（図2）にイノシシの<u>生息数推定</u>及び今後の<u>生息数の動向</u>に関する調査を実施した（表1）。</p> <p>調査においては、<u>平成10年（1998年）から調査実施の前年度までの捕獲数等の情報</u>に基づき、「<u>階層ベイズ法※</u>」で推定を行った。推定の結果、<u>平成30年度末現在では、19,131頭</u>（中央値、90%信頼区間 <u>8,188頭～52,175頭</u>）が生息しているものとみられている。</p> <p>※階層ベイズ法 統計手法の性質として推定値には幅があるが、水産資源管理の分野で活用が進んでおり、環境省においても、イノシシ及びニホンジカの個体数推定に用いられている手法である。 推定の精度を高めるには、捕獲数等の<u>生息数</u>と相関がある複数の指標が長期間収集されていることが必要となる。階層ベイズ法で推定する場合、捕獲数等のデータを追加すると、過去の推定<u>生息数</u>も更新されるという特徴がある。</p> <p>図2 富山県におけるイノシシ推定個体数（平成30年度末） （略）データ更新</p> <p>表1 富山県におけるイノシシ生息数推定結果の推移 （略）データ更新</p> <p>③ 遺伝子調査 （略）</p> <p>図3 平成19～23年度において富山県周辺で捕獲されたイノシシのミトコンドリアDNA遺伝子型 （略）</p> <p>図4 高頻度で出現が確認されたJ03とJ09についての分散経路考察 （略）</p> <p>④ <u>C S F（豚熱）感染の経過と対策</u></p> | <p>度、令和元年度、令和4年度にイノシシの<u>個体数推定</u>及び今後の<u>個体数の動向</u>に関する調査を実施した（表1）。</p> <p>令和4年度の調査においては、<u>平成22年度から令和3年度までの12年間の捕獲数等の情報</u>に基づき、「<u>階層ベイズ法※</u>」で推定を行った。推定の結果、<u>令和3年度末時点では、10,081頭</u>（中央値、90%信頼区間 <u>5,981～18,412頭</u>）が生息しているものとみられている（図2）。</p> <p>※階層ベイズ法 統計手法の性質として推定値には幅があるが、水産資源管理の分野で活用が進んでおり、環境省においても、イノシシ及びニホンジカの個体数推定に用いられている手法である。 推定の精度を高めるには、捕獲数等の<u>個体数</u>と相関がある複数の指標が長期間収集されていることが必要となる。また、階層ベイズ法で推定する場合、捕獲数等のデータを追加すると、過去の推定<u>個体数</u>も更新されるという特徴がある。</p> <p>図2 富山県におけるイノシシ推定個体数（令和4年度調査） （略）データ更新</p> <p>表1 富山県におけるイノシシ生息数推定結果の推移 （略）データ更新</p> <p>③ 遺伝子調査 （略）</p> <p>図3 平成19～23年度において富山県周辺で捕獲されたイノシシのミトコンドリアDNA遺伝子型 （略）</p> <p>図4 高頻度で出現が確認されたJ03とJ09についての分散経路考察 （略）</p> <p>④ <u>豚熱感染の経過と対策</u></p> |

| 現行計画（第3期） | 新計画（第4期） |
|--|---|
| <p>平成30年9月に岐阜県の養豚場で感染が確認された<u>C S F</u>（豚熱）は、その後、野生イノシシにおいても感染が確認され、感染確認区域は中部各県を中心に拡大し、令和2年9月末現在、18都府県で感染が確認されている。本県では、令和元年7月に野生イノシシでの感染が初めて確認され、その後県内でも感染確認区域が拡大しており、令和2年9月末現在で77頭の陽性個体を確認している。なお、感染確認個体については適切に処理している。</p> <p><u>C S F</u>の感染拡大防止のため、野生イノシシ及び飼養豚への感染防止のための対策を進めている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 野生イノシシの捕獲強化 <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲わなの増設 ・指定管理鳥獣捕獲等事業による富山県捕獲専門チームの配置拡大 ・捕獲イノシシの埋設処分地の整備への支援 2) 野生イノシシへの経口ワクチンの散布 <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年8月から、感染確認区域及びその周辺の市町において散布(年2回) 3) 養豚農場における防疫体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・野生イノシシの侵入防止柵の整備 ・全ての養豚農場に対し、飼養衛生管理基準の順守の徹底を指導 4) 飼養豚等への<u>C S F</u>ワクチン接種 <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年10月から飼養豚への<u>C S F</u>ワクチン接種を実施 <p>(3) 捕獲状況</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 捕獲数の推移 <p>平成元年度以降のイノシシの捕獲数は、平成7年度に2頭が狩猟によって捕獲され、平成11年度から増加を始め、平成21</p> | <p>平成30年9月に岐阜県の養豚場で感染が確認された豚熱は、その後、野生イノシシにおいても感染が確認され、感染確認区域[※]は中部各県を中心に拡大し、令和5年3月末現在、34都府県で感染が確認されている。本県では、令和元年7月に野生イノシシでの感染が初めて確認され、その後県内でも感染確認区域が拡大しており、令和5年3月末現在で87頭の陽性個体を確認している。なお、感染確認個体については適切に処理している。</p> <p><u>豚熱</u>の感染拡大防止のため、野生イノシシ及び飼養豚への感染防止のための対策を進めている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 野生イノシシの捕獲強化 <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲わなの増設 ・指定管理鳥獣捕獲等事業による富山県捕獲専門チームの配置拡大 ・捕獲イノシシの埋設処分地の整備への支援 2) 野生イノシシへの経口ワクチンの散布 <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年8月から、感染確認区域及びその周辺の市町において散布(年2回) 3) 養豚農場における防疫体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・野生イノシシの侵入防止柵の整備 ・全ての養豚農場に対し、飼養衛生管理基準の順守の徹底を指導 4) 飼養豚等への<u>豚熱</u>ワクチン接種 <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年10月から飼養豚への<u>豚熱</u>ワクチン接種を実施 <p>※感染確認区域：豚熱陽性イノシシの確認地点から半径10kmの区域</p> <p>(3) 捕獲状況</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 捕獲数の推移 <p>平成元年度以降のイノシシの捕獲数は、平成7年度に2頭が狩猟によって捕獲され、平成11年度から増加を始め、平成21</p> |

| 現行計画（第3期） | 新計画（第4期） |
|--|---|
| <p>年度以降急激に増加し、令和元年度は最も多い8,172頭となった（図5）。<u>有害捕獲は平成13年度から始まり、平成25年度以降急激に増加し、令和元年度には約7,300頭が捕獲されている。</u></p> <p>また、個体数調整捕獲における捕獲個体の成獣（性別）、幼獣別割合をみると、幼獣の割合が高く、個体数の減少に効果的な成獣（メス）の割合が低い（図6）。</p> <p>個体数調整捕獲の捕獲位置を見ると、平成27年度に77メッシュだったが、令和元年度では89メッシュに増加している。また、メッシュごとの捕獲数も全体的に増加しており、特に県西部での捕獲が多い（図7、8）。</p> <p>狩猟捕獲の時期を見ると、延長した狩猟期間において全体の3割程度が捕獲されており、狩猟期間延長により捕獲数が増加している（表2）。</p> <p>図5 富山県におけるイノシシの捕獲数の推移 （略）データ更新</p> <p>図6 個体数調整捕獲の捕獲個体の成獣、幼獣別割合の推移 （略）データ更新</p> <p>表2 狩猟期の捕獲数の割合 （略）データ更新</p> <p>図7 平成27年度 個体数調整捕獲の捕獲位置図（約5kmメッシュ） （略）</p> <p>図8 令和元年度 個体数調整捕獲の捕獲位置図（約5kmメッシュ） （略）</p> | <p>年度以降急激に増加し、令和元年度は最も多い8,172頭となった（図5）。<u>令和2年度の捕獲数は、豚熱の影響や捕獲圧の強化もあり大幅に減少したが、以降は再び増加傾向となっている。</u></p> <p>また、個体数調整捕獲における捕獲個体の成獣（性別）、幼獣別割合をみると、幼獣の割合が高く、個体数の減少に効果的な成獣（メス）の割合が低い（図6）。</p> <p>個体数調整捕獲の捕獲位置を見ると、平成27年度に77メッシュだったが、令和元年度では89メッシュに増加している。また、メッシュごとの捕獲数も全体的に増加しており、特に県西部での捕獲が多い（図7、8）。<u>令和4年度では、メッシュごとの捕獲数が全体的に減少したものの、93メッシュで捕獲されており、捕獲されている範囲はほぼ変わっていない（図9）。</u></p> <p>狩猟捕獲の時期を見ると、延長した狩猟期間において全体の3割程度が捕獲されており、狩猟期間延長により捕獲数が増加している（表2）。</p> <p>図5 富山県におけるイノシシの捕獲数の推移 （略）データ更新</p> <p>図6 個体数調整捕獲の捕獲個体の成獣、幼獣別割合の推移 （略）データ更新</p> <p>表2 狩猟期の捕獲数の割合 （略）データ更新</p> <p>図7 平成27年度 個体数調整捕獲の捕獲位置図（約5kmメッシュ） （略）</p> <p>図8 令和元年度 個体数調整捕獲の捕獲位置図（約5kmメッシュ） （略）</p> |

現行計画（第3期）

新計画（第4期）

近県での捕獲数は、本県に侵入する以前から生息していた福井、長野、岐阜の3県では捕獲数は横ばいまたは減少傾向にある。一方、近年侵入したとみられる新潟県、石川県では本県と同様に捕獲数は増加している（表3）。

表3 近年の近県におけるイノシシの捕獲数

単位：頭

| 年度 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 新潟県 | 1,256 | 2,067 | 2,689 | 2,657 | 2,953 |
| 石川県 | 4,952 | 7,704 | 9,714 | 15,501 | 13,446 |
| 福井県 | 10,168 | 9,545 | 7,890 | 6,766 | (未公表) |
| 長野県 | 5,375 | 6,380 | 6,288 | 6,787 | 4,670 |
| 岐阜県 | 9,986 | 10,416 | 12,173 | 11,200 | 5,875 |
| 富山県 | 2,591 | 4,360 | 5,267 | 5,959 | 8,172 |

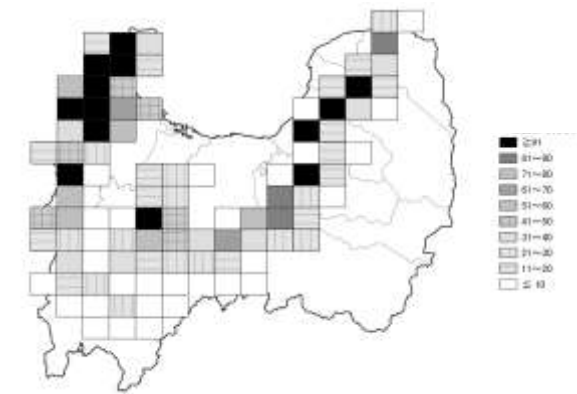


図9 令和4年度 個体数調整捕獲の捕獲位置図（約5kmメッシュ）

近県での捕獲数については、本県に侵入する以前から生息していた福井県、長野県、岐阜県では横ばいまたは減少傾向にある。一方、近年侵入したとみられる新潟県、石川県では本県と同様に令和元年度前後まで増加傾向となっている。また、ほとんどの県で、令和元年度前後に減少し、その後令和4年度は増加に転じている（図10）。

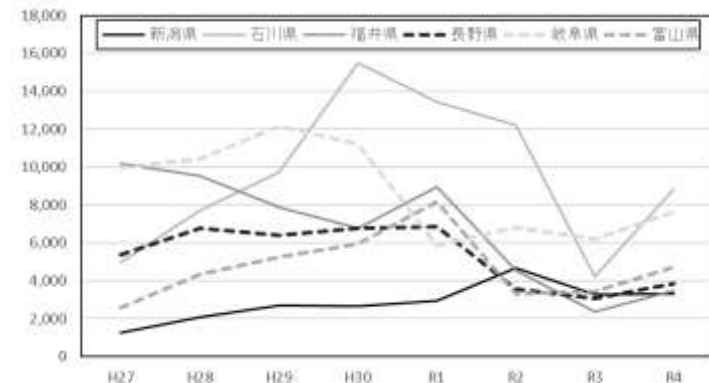


図10 近年の近県におけるイノシシの捕獲数の推移

| 現行計画（第3期） | 新計画（第4期） |
|---|---|
| <p>② 捕獲形態 個体数調整捕獲の捕獲形態の推移については、当初、銃器による捕獲のみであったが、その後、<u>はこわな</u>などの捕獲が急激に増加している。現在、<u>はこわな</u>が個体数調整捕獲の主な猟法となっている。また、平成27年度以降、指定管理鳥獣捕獲等事業を中心とした<u>囲いわな</u>、<u>くくりわな</u>などの捕獲が増加している（<u>図9</u>）。</p> <p>図9 個体数調整捕獲の漁法別捕獲数（年度別） （略）データ更新</p> <p>月ごとの捕獲形態については、<u>夏から秋は、はこわな</u>による捕獲が大半を占め、冬期は銃による捕獲が多くなる（<u>図10</u>）。</p> <p>図10 令和元年度 個体数調整捕獲の猟法別捕獲数（月別） （略）データ更新</p> <p>③ 狩猟者の動向 狩猟免許取得者数は、平成19年度以降増加している（<u>図11</u>）。これは<u>狩猟担い手確保対策の一環として、平成19年度から、狩猟免許試験回数を増やした（平成25年度からは年3回実施）</u>ことや<u>狩猟ガイドンスを開始したこと</u>などが背景にあるものと考えられる。また、<u>わな猟については、近年の農作物被害に対する農業従事者、関係団体及び自治体職員による免許取得が増加の一因となっている。</u></p> <p>図11 狩猟免許取得者数の推移 （略）データ更新</p> <p>年齢構成については（<u>図12</u>）、60歳以上が全体の5割以上を占めており、依然として割合は高いが、一方で、50歳代以下の</p> | <p>② 捕獲形態 個体数調整捕獲の捕獲形態の推移については、当初、銃器による捕獲のみであったが、その後、<u>箱わな</u>などの捕獲が急激に増加している。現在、<u>箱わな</u>が個体数調整捕獲の主な猟法となっている。また、平成27年度以降、指定管理鳥獣捕獲等事業を中心とした<u>囲いわな</u>、<u>くくりわな</u>などの捕獲が増加している（<u>図11</u>）。</p> <p>図11 個体数調整捕獲の漁法別捕獲数（年度別） （略）データ更新</p> <p>月ごとの捕獲形態については、<u>春から秋は、箱わな</u>による捕獲が大半を占め、冬期は銃による捕獲が多くなる（<u>図12</u>）。</p> <p>図12 令和4年度 個体数調整捕獲の猟法別捕獲数（月別） （略）データ更新</p> <p>③ 狩猟者の動向 狩猟免許取得者数は、<u>狩猟担い手確保対策の一環として、狩猟免許試験の回数を年1回から年2回に増やした平成19年度と、年3回に増やした平成25年度に増加し、近年は横ばいで推移している（図13）。</u>また、<u>近年は農作物被害に対する農業従事者、関係団体及び自治体職員による免許取得が進んでいる。</u></p> <p>図13 狩猟免許取得者数の推移 （略）データ更新</p> <p>年齢構成については、60歳以上が全体の5割以上を占めており、依然として割合は高いが、一方で、50歳代以下の取得者数</p> |

| 現行計画（第3期） | 新計画（第4期） |
|---|--|
| <p>取得者数が着実に増加してきており、今後、捕獲の担い手の確保の観点から、若い世代の担い手確保対策をより一層進めていく必要がある。</p> <p>狩猟者登録数は、第1種銃猟が<u>10年間</u>で約3割減少している（<u>図13</u>）。これは狩猟者の高齢化と平成20年度の銃刀法改正による銃の所持管理の強化が背景にあると考えられ、今後、銃猟者の確保を進めていく必要がある。</p> <p>図12 年齢別狩猟免許交付状況の推移 （略）データ更新</p> <p>図13 狩猟者登録数の推移 （略）データ更新</p> <p>（4）被害状況</p> <p>① 人身被害発生状況 イノシシが市街地等へ出没し、噛まれたり、ぶつかられたりするなどの人身被害が全国で発生している。県内では、令和元年12月に、平成28年度の全国的な統計開始以降、初めてとなる人身被害が発生し、令和2年9月末までに2件4名の被害が発生した。市街地等人間の活動が活発な区域での目撃や捕獲事例があることから、今後も人身被害の発生が懸念される。</p> <p>② 農作物被害状況 本県では、平成13年度からイノシシによる農作物被害が報告され始め、平成19年度から被害額が急増し、平成21年度以降は3,000万円から4,000万円台で推移していたが、令和元年度には過去最多となる8,330万円となり、<u>被害額は増加している</u>（<u>図14</u>）。なお、県内ではイノシシが全体の農作物被害の約<u>85%</u>を占め、野生鳥獣の中で最も大きな被害額を出している。</p> <p>本県のイノシシによる被害作物は、<u>98%以上が稲である</u>（表4）。稲穂の食害以外に踏み荒らしとヌタウチ※による倒伏被害</p> | <p>が着実に増加してきており、今後、捕獲の担い手の確保の観点から、若い世代の担い手確保対策をより一層進めていく必要がある（<u>図14</u>）。</p> <p>狩猟者登録数は、第1種銃猟が<u>平成18年度</u>から約3割減少している（<u>図15</u>）。これは狩猟者の高齢化と平成20年度の銃刀法改正による銃の所持管理の強化が背景にあると考えられ、今後、銃猟者の確保を進めていく必要がある。</p> <p>図14 年齢別狩猟免許交付状況の推移 （略）データ更新</p> <p>図15 狩猟者登録数の推移 （略）データ更新</p> <p>（4）被害状況</p> <p>① 人身被害発生状況 イノシシが市街地等へ出没し、噛まれたり、ぶつかられたりするなどの人身被害が全国で発生している。県内では、令和元年12月に、平成28年度の全国的な統計開始以降、初めてとなる人身被害が発生し、令和5年7月末までに2件4名の被害が発生した。市街地等人間の活動が活発な区域での目撃や捕獲事例があることから、今後も人身被害の発生が懸念される。</p> <p>② 農作物被害状況 本県では、平成13年度からイノシシによる農作物被害が報告され始め、平成19年度から被害額が急増し、平成21年度以降は3,000万円から4,000万円台で推移していたが、令和元年度には過去最多となる8,330万円と<u>なった</u>（<u>図16</u>）。<u>以降は4,000万円程度に減少しているものの、イノシシが全体の農作物被害の約7割を占め、野生鳥獣の中で最も大きな被害額を出している。</u></p> <p>本県のイノシシによる被害作物は、<u>9割以上が稲である</u>（表3）。稲穂の食害以外に踏み荒らしとヌタウチ※による倒伏被害</p> |

| 現行計画（第3期） | 新計画（第4期） |
|--|---|
| <p>が大きい。 ※ヌタウチ：イノシシが体から外部寄生虫を取り除いたり、体温調節をするため、泥を身体に擦り付ける行動</p> <p>図 14 イノシシによる農作物被害状況の推移 (略) データ更新</p> <p>表 4 近年のイノシシによる農作物別被害状況 (略) データ更新</p> <p>近県におけるイノシシによる農作物被害額は、新潟県、石川県では増加傾向にある。福井県、長野県、岐阜県では、<u>侵入防止柵の設置等の防除対策、捕獲対策及び生息環境対策の推進により、被害額が減少している</u>（表5）。</p> <p>表 5 近年の近県におけるイノシシによる農作物被害額 (略) データ更新</p> <p>(5) 被害対策の実施状況</p> <p>① 被害防除対策</p> <p>野生鳥獣による農作物被害対策として、電気柵の設置が効果的であることから、本県では平成9年度から設置が開始されている。さらに、平成20年度以降は鳥獣被害防止総合対策交付金等を活用して、各市町村において電気柵の設置を推進したことから、令和元年度末で総延長距離は約2,728kmとなっている。近年、維持管理の省力化を図るため、電気柵に代わる手段として耐雪型侵入防止柵の設置を進めている市町村もあり、令和元年度末の総延長距離は76kmとなっている（図15）。</p> <p>また、各地域では研究会等が設置され、研修会や集落点検などを開催し、情報交換や被害対策支援の強化を図っている。特に県内8地区において、<u>集落環境管理、侵入防止対策、捕獲対策の3つの対策からなる総合的な取組みを、地域の共通認識の</u></p> | <p>が大きい。 ※ヌタウチ：イノシシが体から外部寄生虫を取り除いたり、体温調節をするため、泥を身体に擦り付ける行動</p> <p>図 16 イノシシによる農作物被害状況の推移 (略) データ更新</p> <p>表 3 近年のイノシシによる農作物別被害状況 (略) データ更新</p> <p>近県におけるイノシシによる農作物被害額は、福井県、長野県、岐阜県では、<u>減少傾向となっている</u>。石川県については平成30年度、新潟県については令和2年度まで増加傾向であったが、近年は減少傾向となっている。（表4）。</p> <p>表 4 近年の近県におけるイノシシによる農作物被害額 (略) データ更新</p> <p>(5) 被害対策の実施状況</p> <p>① 被害防除対策</p> <p>野生鳥獣による農作物被害対策として、電気柵の設置が効果的であることから、本県では平成9年度から設置が開始されている。さらに、平成20年度以降は鳥獣被害防止総合対策交付金等を活用して、各市町村において電気柵の設置を推進したことから、令和4年度末で総延長距離は約3,221kmとなっている。近年、維持管理の省力化を図るため、電気柵に代わる手段として耐雪型侵入防止柵の設置を進めている市町村もあり、令和4年度末の総延長距離は194kmとなっている（図17）。</p> <p>各地域では研究会等が設置され、研修会や<u>侵入防止策一斉見回り点検</u>などを開催し、<u>情報交換や被害対策支援の強化を図ると共に、柵やわなの見回り、追い払い等でのICT技術の実証や新技術を活用した予防対策等、被害防止対策の省力化を図って</u></p> |

| 現行計画（第3期） | 新計画（第4期） |
|--|---|
| <p data-bbox="259 204 1081 311"><u>下で地域に合った対策を計画、実践し、3年以内を目途に被害ゼロを目指すモデル集落での取組みの実証を行い、得られた知見の普及、啓発を行っている。</u></p> <p data-bbox="197 357 703 424">図 15 電気柵等侵入防止柵の設置状況 (略) データ更新</p> <p data-bbox="224 470 459 537">② 生息環境管理 (略)</p> <p data-bbox="197 584 636 651">表 6 里山再生整備事業実施状況 (略) データ更新</p> <p data-bbox="197 697 752 764">表 7 カウベルトの郷づくり事業実施状況 (略) データ更新</p> <p data-bbox="197 810 607 877">表 8 荒廃農地対策の実施状況 (略) データ更新</p> <p data-bbox="197 924 548 991">表 9 荒廃農地面積の推移 (略) データ更新</p> | <p data-bbox="1227 204 1317 236"><u>いる。</u></p> <p data-bbox="1164 357 1671 424">図 17 電気柵等侵入防止柵の設置状況 (略) データ更新</p> <p data-bbox="1191 470 1426 537">② 生息環境管理 (略)</p> <p data-bbox="1164 584 1603 651">表 5 里山再生整備事業実施状況 (略) データ更新</p> <p data-bbox="1164 697 1720 764">表 6 カウベルトの郷づくり事業実施状況 (略) データ更新</p> <p data-bbox="1164 810 1574 877">表 7 荒廃農地対策の実施状況 (略) データ更新</p> <p data-bbox="1164 924 1516 991">表 8 荒廃農地面積の推移 (略) データ更新</p> <p data-bbox="1137 1037 1883 1069">6 「富山県イノシシ管理計画（第3期）」の評価と改善</p> <p data-bbox="1164 1077 2078 1340"><u>「富山県イノシシ管理計画（第3期）」では、豚熱の感染拡大防止と農作物被害が社会的に問題にならない環境を目指して、豚熱の感染拡大に有効な個体数と農作物被害が少なかった時期の個体数を考慮して、令和5年度末の推定個体数を平成18年度当時の水準以下（2,600頭程度）に抑えることを目標として、平成30年度末の推定個体数（約19,000頭）から、令和2年度から5年度までの年間の捕獲目標数を9,000頭前後で設定していた。</u></p> <p data-bbox="1164 1348 2078 1415"><u>捕獲数については、令和元年度に最も多い8,172頭が捕獲されたが、令和2年度以降から大幅に減少し、年間の捕獲目標数には達して</u></p> |

| 現行計画（第3期） | 新計画（第4期） |
|--|---|
| <p data-bbox="165 852 371 882">6 管理の目標</p> <p data-bbox="176 890 313 920">(1) 目標</p> <p data-bbox="194 928 1104 1074">CSFの感染拡大防止と農作物被害が社会的に問題にならない環境を目指すため、CSFの感染拡大防止に有効な生息数と農作物被害の発生が小さかった時期の生息数を考慮し、令和5年度末の推定生息数を平成18年度当時の水準以下（2,600頭程度）に抑える。</p> <p data-bbox="194 1118 575 1149">目標となる生息頭数の考え方</p> <p data-bbox="226 1157 1104 1415">① CSFの感染を抑えるためには、イノシシの生息密度を一定の水準以下に抑えることが重要で(Moennig, 2015)、欧州の事例では高病原性のウイルス株の場合は1.4頭/km²以下(Hone et al, 1992)、低病原性の場合は1.0頭/km²以下(Anonymous, 1999)と推定されている。県内のイノシシ生息域から算出すると、生息頭数を2,850頭～3,990頭以下に抑えることで、CSFの感染拡大を防ぐことができると考えられる。</p> | <p data-bbox="1162 204 1267 234">いない。</p> <p data-bbox="1162 242 2072 579">これは豚熱の影響などにより個体数が減少し（令和3年度末時点の推定個体数は約10,000頭）、捕獲効率が低下したことが一因として考えられるが、令和2年度に減少した捕獲数は、その後再び増加傾向となっている（図5）。また、捕獲数が令和元年度のピークから減少したにもかかわらず捕獲されている範囲がほとんど変化しておらず（図8、9）、自然増加率が高いイノシシは、捕獲圧が低下するとすぐに以前の個体数のレベルに戻ってしまう可能性がある。以上より、目標とする個体数を達成するために、個体数が減少した今のタイミングで可能な限り最大の捕獲圧をかけていく必要がある。</p> <p data-bbox="1162 587 2072 807">農作物被害について、被害額が減少傾向であるものの、依然としてイノシシが全体の農作物被害額の約7割を占め、野生鳥獣の中で最も大きな被害額となっている。引き続き、被害防除や生息環境管理の取組みを推進するとともに、担い手の高齢化が進むなかでも継続的に取組みができるよう、作業の省力化に向けたICT等の新技術の活用を併せて推進していく必要がある。</p> <p data-bbox="1133 852 1339 882">7 管理の目標</p> <p data-bbox="1144 890 1281 920">(1) 目標</p> <p data-bbox="1162 928 2072 1074">豚熱の感染拡大防止と農作物被害が社会的に問題にならない環境を目指すため、豚熱の感染拡大防止に有効な個体数と農作物被害の発生が小さかった時期の個体数を考慮し、令和10年度末の推定個体数を平成18年度当時の水準以下（2,600頭程度）に抑える。</p> <p data-bbox="1162 1118 1514 1149">目標となる個体数の考え方</p> <p data-bbox="1193 1157 2072 1415">① 豚熱の感染を抑えるためには、イノシシの生息密度を一定の水準以下に抑えることが重要で(Moennig, 2015)、欧州の事例では高病原性のウイルス株の場合は1.4頭/km²以下(Hone et al, 1992)、低病原性の場合は1.0頭/km²以下(Anonymous, 1999)と推定されている。県内のイノシシ生息域から算出すると、個体数を2,850頭～3,990頭以下に抑えることで、豚熱の感染拡大を防ぐことができると考えられる。</p> |

| 現行計画（第3期） | 新計画（第4期） |
|--|---|
| <p>② 農作物被害は平成19年度から急増したことから、イノシシの生息頭数を平成18年度の推定生息数2,600頭程度に抑えることで被害がほぼ発生しないと考えられる。</p> <p>(2) 目標を達成するための施策の基本的考え方 (略)</p> <p><u>7</u> 目標を達成するための施策</p> <p>(1) 被害防除 (略)</p> <p>① 地域で維持管理できる侵入防止柵の設置 (略)</p> <p>② 被害防除対策の普及啓発 (略)</p> <p>③ 被害防止対策に強い地域、人材の育成 (略)</p> <p>④ 先進技術を活用した被害防除技術の検証 <u>ドローン等による生息・行動把握等の技術の実証・普及を進める。</u></p> <p>(2) 生息環境管理 (略)</p> <p>① 農耕地・集落周辺の整備 (略)</p> <p>② 森林の整備・保全 「富山県森づくりプラン」(H29～R8)に基づき、<u>2,000ha</u>の里山林の整備により野生動物との棲み分けを図り、野生生物が生息・生育できる環境づくりや生物多様性の保全を図るなど、多様な森づくりを進める。</p> | <p>② 農作物被害は平成19年度から急増したことから、イノシシの<u>個体数</u>を平成18年度の推定<u>個体数</u>2,600頭程度に抑えることで被害がほぼ発生しないと考えられる。</p> <p>(2) 目標を達成するための施策の基本的考え方 (略)</p> <p><u>8</u> 目標を達成するための施策</p> <p>(1) 被害防除 (略)</p> <p>① 地域で維持管理できる侵入防止柵の設置 (略)</p> <p>② 被害防除対策の普及啓発 (略)</p> <p>③ 被害防止対策に強い地域、人材の育成 (略)</p> <p>④ 先進技術を活用した被害防除技術の検証、<u>普及</u> <u>電気柵の見回りや下草刈りの省力化につながる新技術の導入による効果等を検証するとともに、研修会等を通じて普及を進める。</u></p> <p>(2) 生息環境管理 (略)</p> <p>① 農耕地・集落周辺の整備 (略)</p> <p>② 森林の整備・保全 「富山県森づくりプラン」(H29～R8)に基づき、<u>2,200ha</u>の里山林の整備により野生動物との棲み分けを図り、野生生物が生息・生育できる環境づくりや生物多様性の保全を図るなど、多様な森づくりを進める。</p> |

| 現行計画（第3期） | 新計画（第4期） |
|--|---|
| <p>（3）個体数管理 令和5年度末の生息数を2,600頭程度に抑えるため、自然増加率等を考慮し、<u>令和5年度までの捕獲目標を定める。</u></p> <p>なお、目標達成後の令和6年度以降は、個体数が増加に転じないよう、山林など生息域における捕獲を中心として、個体数管理を図る（表9）。</p> <p>表9 イノシシの捕獲目標数 （略）</p> <p>なお、市町村等による捕獲においては、農耕地や集落周辺で、農作物被害を出す加害個体と思われる個体を中心に捕獲することを推進し、生息密度の高い地域においては、指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲を市町村や（一社）富山県猟友会等の関係機関と連携して実施する。さらに、狩猟による捕獲圧を高めることにより、個体数の低減を図る。</p> <p>① 狩猟による捕獲 （略）</p> <p>表10 狩猟期間の延長 （略）</p> <p>② 市町村等による捕獲 （略）</p> | <p>（3）個体数管理 令和10年度末の個体数を2,600頭程度に抑えるため、自然増加率等を考慮し、<u>毎年度、7,500頭以上の捕獲を進める。なお、この捕獲数については、推定個体数から算出したもので不確実性が伴うこと、イノシシは気象条件等により年度間の個体数の増減が激しいことなどから、計画期間内であっても、必要に応じて見直しをすることがある。</u></p> <p>また、目標達成後の令和11年度以降は、個体数が増加に転じないよう、山林など生息域における捕獲を中心として、個体数管理を図る。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><参考> <u>令和4年度に実施した推定個体数の調査結果（図2）を用いて将来推計を行ったところ、令和10年度末の推定個体数が90%信用区間の上限の値でも2,600頭程度に抑えるためには、令和5年度以降、年間約7,500頭の捕獲が必要と試算された。</u></p> </div> <p>なお、市町村等による捕獲においては、農耕地や集落周辺で、農作物被害を出す加害個体と思われる個体を中心に捕獲することを推進し、生息密度の高い地域においては、指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲を市町村や（一社）富山県猟友会等の関係機関と連携して実施する。さらに、狩猟による捕獲圧を高めることにより、個体数の低減を図る。</p> <p>① 狩猟による捕獲 （略）</p> <p>表9 狩猟期間の延長 （略）</p> <p>② 市町村等による捕獲 （略）</p> |

| 現行計画（第3期） | 新計画（第4期） |
|---|--|
| <p>③ 指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲 生息域である山林域での個体数管理を図るため、指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲を推進する。 <u>・捕獲現場でベテランから若手に捕獲技術を継承するOJT研修の実施</u> <u>・ベテランとOJT研修修了生で構成する「富山県捕獲専門チーム」による捕獲を県内6地区で実施するとともに、更なる配置の拡大を推進</u> <u>・第2期養成研修を実施し、捕獲の担い手を育成</u> 事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価については、県、市町村、事業実施者等と協議して、毎年度指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成して事業を実施する。また、他の管理捕獲と連携して実施するため富山県指定管理鳥獣捕獲等事業協議会を開催する。さらに、学識経験者等を構成員とする富山県野生鳥獣保護管理検討委員会において捕獲実績の把握・分析等を行い、実施計画の評価を行う。</p> <p>④ 狩猟免許取得の推進と捕獲技術の向上 <u>平成19年度から実施している狩猟者の確保育成の取組みを継続して実施し、新規狩猟免許所持者の確保、狩猟技術の向上に努める。</u></p> <p>⑤ 捕獲にあたっての配慮 (略)</p> <p>⑥ 放獣の禁止</p> | <p>③ 指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲 生息域である山林域での個体数管理を図るため、指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲を推進する。 <u>・ベテランハンターとOJT研修修了生で構成する「富山県捕獲専門チーム」による捕獲の県内8地区での実施、更なる配置の拡大</u> <u>・捕獲効率の高いわなやICT技術などの新技術の導入</u> <u>・チーム員を対象とした新技術の活用方法などの研修、講習会などの開催</u> 事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価については、県、市町村、事業実施者等と協議して、毎年度指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成して事業を実施する。また、他の管理捕獲と連携して実施するため富山県指定管理鳥獣捕獲等事業協議会を開催する。さらに、学識経験者等を構成員とする富山県野生鳥獣保護管理検討委員会において捕獲実績の把握・分析等を行い、実施計画の評価を行う。</p> <p>④ 狩猟免許取得の促進と捕獲技術の向上 <u>ア 狩猟免許取得の促進</u> <u>引き続き、狩猟免許試験の年3回実施を維持する。また、猟友会による合格率向上のための初心者狩猟講習会や、狩猟者の入門講座である狩猟ガイダンスの開催を支援する。さらに、各種イベントなどの機会を活用して、狩猟の社会的役割などの周知に努め、新たな捕獲の担い手の確保を図る。</u> <u>イ 狩猟者の技術向上</u> <u>猟友会による狩猟者向けの安全実技講習会や射撃訓練の開催を支援することで、安全性の確保や捕獲技術の向上を図る。また、富山県捕獲専門チームのメンバーを対象に捕獲技術向上のための講習会を開催するとともに、メンバーが属する地域の狩猟者に対して捕獲技術の横展開を図る。</u></p> <p>⑤ 捕獲にあたっての配慮 (略)</p> <p>⑥ 放獣の禁止</p> |

| 現行計画（第3期） | 新計画（第4期） |
|---|---|
| <p>(略)</p> <p>⑦ ICTを活用した捕獲技術の検証 センサーカメラ等によるわなの確認、スマートフォンによるわなの遠隔操作及びクラウドシステムによる関係者の情報共有など、効率的な捕獲を実施するためのICT等を活用した捕獲技術の検証、普及を行う。</p> <p>(4) CSFの感染拡大防止対策</p> <p>① 野生獣肉の有効活用 イノシシの捕獲個体をジビエ料理等、地域振興施策として有効活用を図るとともに、活用できない個体や残渣について方針を明確にし、処理業者等の協力が得られるよう取り組むものとする。 <u>県内はほぼ全域がCSF感染確認区域となっているが、CSF感染確認区域で捕獲されたイノシシは感染の有無に関わらず、ジビエ利用が出来ない。このため、感染確認区域内で捕獲されたCSF陰性のイノシシを安全に利用するための迅速で確実なCSFの感染確認検査の手法の確立が求められており、国の実証事業に参画している。</u></p> <p>② 野生鳥獣に関する教育 (略)</p> <p>(5) その他の施策 (略)</p> <p>8 その他管理のために必要な事項</p> <p>(1) 実施体制 (略)</p> <p>図16 実施体制 (略)</p> | <p>(略)</p> <p>⑦ ICTを活用した捕獲技術の検証、利用の拡大 センサーカメラ等によるわなの確認、スマートフォンによるわなの遠隔操作及びクラウドシステムによる関係者の情報共有など、効率的な捕獲を実施するためのICT等を活用した捕獲技術を検証するとともに、利用の拡大を図る。</p> <p>(4) 豚熱の感染拡大防止対策</p> <p>① 野生獣肉の有効活用 イノシシの捕獲個体をジビエ料理等、地域振興施策として有効活用を図るとともに、活用できない個体や残渣について方針を明確にし、処理業者等の協力が得られるよう取り組むものとする。 <u>県内はほぼ全域が豚熱感染確認区域となっているが、その区域で捕獲されたイノシシを食用の目的で解体処理する事業者等が豚熱陰性を確認するために必要な手続きなどを定めた「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用時のサーベイランス実施要領」に基づき、豚熱陰性のイノシシ肉の出荷を促進する。</u></p> <p>② 野生鳥獣に関する教育 (略)</p> <p>(5) その他の施策 (略)</p> <p>9 その他管理のために必要な事項</p> <p>(1) 実施体制 (略)</p> <p>図18 実施体制 (略) 図の色などを修正</p> |

| 現行計画（第3期） | 新計画（第4期） |
|------------------------|------------------------|
| （2）モニタリング等の調査研究 （略） | （2）モニタリング等の調査研究 （略） |